

留学時の児童手当について

高校生年代以下の児童が国外に住んでいる場合の児童手当について

児童が国外に住んでいる（日本国内に住民票がない）場合、原則として当該児童分に係る手当は支給を受けることができませんが、児童が留学を理由として国外に住んでおり、以下の要件を満たしている場合は、例外として、その児童分の手当も支給を受けることができます。

◎支給を受けることができる要件(留学要件) ※以下の全てを満たすこと

- 1.児童が日本国内に住所を有しなくなった前日までに日本国内に継続して3年を超えて住所を有していたこと。(日本国内に住所を有しなくなった日の前日から過去6年間に、のべ3年を超えて日本国内に住所を有していた場合も含む)
- 2.児童が教育を受けることを目的として国外に居住しており、父母または未成年後見人と同居していないこと。
- 3.児童が日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内であること。

◎必要書類

- ア.児童手当に係る海外留学に関する申立書(児童用)
- イ.留学の事実がわかる書類(在学証明書等で、児童の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載されているもの)
- ウ.留学前の国内居住状況がわかる書類(戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等)
- エ.翻訳(添付書類が外国語で記載されている場合、日本に居住する第三者(親族以外)の方が訳したもの)

大学生年代の者が国外に住んでいる場合の児童手当について

大学生年代の者が国外に住んでいる（日本国内に住民票がない）場合、原則として第3子加算にかかるカウント（第1子、第2子…）対象とすることはできませんが、当該者が留学を理由として国外に住んでおり、以下の要件を満たしている場合は、例外として、当該者も原則として第3子加算にかかるカウント（第1子、第2子…）対象とすることができます。

◎第3子加算にかかるカウント対象とすることができる要件(留学要件) ※以下の全てを満たすこと

- 1.大学生年代の者が日本国内に住所を有しなくなった前日までに日本国内に継続して3年を超えて住所を有していたこと。(日本国内に住所を有しなくなった日の前日から過去6年間に、のべ3年を超えて日本国内に住所を有していた場合も含む)
- 2.大学生年代の者が教育を受けることを目的として国外に居住しており、父母と同居していないこと。
- 3.大学生年代の者が日本国内に住所を有しなくなった日から4年以内であること。

◎必要書類

- ア.児童手当に係る海外留学に関する申立書(児童の兄弟等用)
- イ.留学の事実がわかる書類(在学証明書等で、大学生年代の者の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載されているもの)
- ウ.留学前の国内居住状況がわかる書類(戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等)
- エ.翻訳(添付書類が外国語で記載されている場合、日本に居住する第三者(親族以外)の方が訳したもの)